

厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

被虐待児童の保護者への指導法の
開発に関する研究

平成14年度研究報告書

平成15年 3 月

主任研究者 庄 司 順 一

被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

主任研究者 庄司 順一

目 次

I. 総括研究報告	主任研究者 庄司 順一	…… 5
II. 分担研究報告		
分担研究 1 児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究	分担研究者 庄司 順一	…… 8
1. 被虐待児童の保護者への援助		
(1) 虐待をする保護者への援助のあり方について －児童相談所及び施設での実践に関する考察－	宮島 清	…… 11
(2) 被虐待児童の保護者への援助－児童養護施設における実践－	鈴木 力	…… 19
(3) 家族の復活：医療機関を中心とした家族支援と、再統合への長い道のり	杉山登志郎 ほか	… 27
2. 児童福祉施設における保護者への援助に関する実態調査 －クロス分析および事例・自由記述の分析－	尾木 まり ほか	… 35
3. 児童相談所における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究	才村 純 ほか	…… 58
4. 児童福祉施設における保護者への指導法の開発に関する研究		
(1) 乳児院・児童養護施設における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン（素案）	庄司 順一ほか	…… 79
(2) ペアレント・トレーニングの実践報告	野口 啓示	…… 97
(3) 乳児院における保護者への援助事例の検討	窪田 道子	…… 111
5. 母子生活支援施設・婦人保護施設における利用者援助に関する調査 （資料）「母子生活支援施設における利用者の実態等に関する調査」調査票 「婦人保護施設における利用者の実態等に関する調査」調査票	安治 陽子ほか	…… 116
分担研究 2 虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究	分担研究者 武藤 安子	…… 170
研究 1 カウンセリングの来談者と被虐待経験に関する調査研究	信田さよ子・春原 由紀	…… 171
1. 研究の意義および目的		
2. 研究方法		
3. 結果と考察		
研究 2 虐待に悩む親との臨床的アプローチによる支援プログラムに関する研究		
I 親との支援プログラムの概要	春原 由紀・土屋 明美	…… 184
1. 親支援プログラムの位置づけ		
2. 親支援のグループアプローチの構成		
3. グループアプローチの方法の特色		
II 親支援のグループプロセスの研究	武藤 安子	…… 189
1. グループプロセスにおける意識の構造		
2. グループプロセスにおける自己像の変化		

被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

主任研究者 庄 司 順 一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

児童虐待は、子どもの心の安らかな発達にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。とくに、虐待をする保護者への援助については、援助プログラム、またその体制とも不十分な状況にある。言うまでもなく、保護者への適切な援助がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえない。したがって、保護者への援助方法の確立は現在もっとも求められている課題といえる。そこで、本研究においては、この研究課題に関して専門家による2つの分担研究班を組織し、検討を行った。

分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」（分担研究者：武藤安子）

具体的には、分担研究1では、児童相談所および児童福祉施設等における虐待をする保護者への援助のあり方、援助の具体的な進め方の検討を行った。

分担研究2は、自ら悩み、相談にきた保護者への心理的援助のあり方を検討したものである。虐待のリスク要因と対応のポイントを明らかにするために、保護者を対象とした個人心理療法、グループ心理療法の参加者の分析を試みた。

なお、昨年度は分担研究3「地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究」があったが、これは昨年度で終了した。

分担研究者氏名・所属施設及び所属施設における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長
青山学院大学教授
武藤安子 横浜国立大学教授

A. 研究目的

児童虐待は、子どもの心の安らかな発達にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。とくに、虐待をする保護者への援助、指導については、具体的な援助のあり方、援助の進め方も、システム化されてはいない。言うまでもなく、保護者への適切な援助、指導がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえない。

そこで、本研究においては、この研究課題に関して専門家による2つの分担研究班を組織し、研究をすすめている。

すなわち、分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）では、子どもを虐待する保護者への援助、指導に関して、そのあり方、進め方を具体的に検討している。昨年度の研究において、児童相談所および児童福祉施設等における取り組みの課題として、入所（前）から退所（後）までの時系列にそったケースマネジメントと、節目の時期におけるアセスメントが重要であることが示唆された。

本年度は、①被虐待児童の保護者への援助を総合的な支援計画の中に位置づけるための総論的な検討、②児童相談所、児童福祉施設における保護者への指導、援助のあり方、実態と課題を明らかにするために昨年度実施した質問紙調査の再集計、③児童相談所における保護者援助の取り組みの実際の検討、④児童福祉施設における保護者への援助の指針となるガイドラインの検討、⑤具体的な援助プログラムの紹介および検討、⑥母子生活支援施設と婦人保護施設におけるDVや利用者援助の実態に関する調査、を行う。

本研究により、児童相談所、児童福祉施設等において、虐待をする保護者への援助、指導のあり方が明確になり、虐待からの回復、分離した家族の再統合への支援の方法が明確になるであろう。

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」（分担研究者：武藤安子）では、虐待が顕在化した危機例のみならず、表面化していないケースやリスク・ファクターを有しているケースの保護者に対する援助をも視野にいれ、臨床事例の分析を行い、被虐待児童の保護者への対応についての基礎的な知見を得る。

B. 研究方法

上述の研究目的を達成するために、児童福祉学、臨床心理学、児童精神医学などの専門家および児童相談所職員、児童福祉施設職員、カウンセラーなどの関係者からなる研究チームを組織し、研究討議、事例研究、文献研究などを行った。

C. 結果および考察

分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）

子どもを虐待する保護者への援助、指導に関して、そのあり方について検討を行った。昨年度の研究において、児童相談所および児童福祉施設等における取り組みの課題として、入所（前）から退所（後）までの時系列にそったケースマネジメントと、節目の時期におけるアセスメントが重要であることが示唆された。

そこで本年度は、次の6課題について検討を行った。

第1に、被虐待児童の保護者への援助を総合的な支援計画の中に位置づけるための総論的な検討を行った。ここでは、児童相談所の児童福祉司、児童福祉施設職員、および小児病院の児童精神科医に、それぞれの立場から論じてもらった。

第2に、児童相談所、児童福祉施設における保護者への指導、援助のあり方、実態と課題を明らかにするために昨年度実施した質問

紙調査の再集計を行った。ここでは、自由記述の内容を整理し、具体的な課題を明らかにした。

第3に、児童相談所における保護者援助の取り組みの実際を検討した。これは、昨年度提示した援助モデルを実際の事例に適用したものである。

第4に、児童福祉施設における保護者への援助の指針となるガイドラインの素案を検討した。

第5に、具体的な援助プログラムとして、アメリカで開発され、実施されているコモンセンス・ペアレンティングを紹介した。また、乳児院での家庭復帰支援の取り組みを事例をとおして検討した。これは、昨年度検討した児童相談所の取り組みを乳児院の事例をとおして検討したものといえる。

第6に、従来取り上げられることのなかった母子生活支援施設と婦人保護施設におけるDVや利用者援助の実態に関する調査結果を報告した。

本研究により、児童相談所、児童福祉施設等において、虐待をする保護者への援助、指導のあり方が明確になり、虐待からの回復、分離した家族の再統合への支援の方法が明確になるであろう。

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」

(分担研究者：武藤安子)

虐待が顕在化した危機例のみならず、表面化していないケースやリスク・ファクターを有しているケースの保護者に対する援助をも視野にいれ、臨床事例の分析を行った。

研究1「カウンセリングの来談者と被虐待経験に関する研究」(信田さよ子・春原由紀)では、民間相談機関に来所したクライアント1,173例を対象に、担当したカウンセラー(10名)にカウンセリング記録をもとに、所定の調査票に答えてもらった。被虐待体験があったのは全体の31.3%であり、被虐待体験は両親の不和、親の嗜癖問題、父親から母親への暴力、

祖父母の嗜癖問題など、親の問題と何らかの関係があることが明らかとなった。

研究2「虐待に悩む親との臨床的アプローチによる支援プログラムに関する研究」(春原由紀・土谷明美・武藤安子)は、グループアプローチの実践経過と、そのグループのプロセス分析に関する報告である。すなわち心理劇およびバーバル・セッションを含む、1クール10回のクローズド・グループの進め方と、参加者の発話内容からその意識構造の分析を試みた。

D. 結論

分担研究1では、親子分離を必要とするケースにおいて、とくに家族の再統合を目指した援助のあり方とその具体的なプログラムについて検討し、分担研究2では、虐待に自ら悩み、相談機関に来所した保護者にそのカウンセリング過程の分析を行うというものであった。

これらの研究により、保護者への援助のあり方が明確になったといえる。

平成14年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究（H13-子ども-030）
主任研究者：庄司順一（日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長）

分担研究報告書

児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

分担研究者 庄司順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

本研究は、児童相談所および児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助、指導の方法を開発することを目的に、以下の研究を実施した。

すなわち、昨年度の研究成果にもとづき、児童相談所、児童福祉施設等での保護者への援助、指導の実態と課題を明らかにするために、今年度は次の6課題について検討を行った。

第1に、保護者への援助のあり方を明確にするために、総論的な検討を行った。今年度は、児童相談所、児童福祉施設、医療機関（児童精神科）のそれぞれの立場から、事例検討をふまえて論述した。

第2に、昨年度、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象として実施した調査結果の再集計、および自由記述のまとめを行い、これら施設での被虐待児童の保護者への援助のあり方、課題を検討した。

第3に、児童相談所における被虐待の保護者への援助の具体的取り組みとして、先駆的に行っている大阪府および北九州市での実践事例の検討を行った。

第4に、児童福祉施設、とくに乳児院と児童養護施設を対象とした、保護者への援助のガイドラインの素案を取りまとめた。

第5に、具体的な保護者援助プログラムとして、コモンセンス・ペアレンティングを紹介した。また、児童相談所と協力して家庭復帰に至った乳児院の事例の検討を行った。

第6に、今年度新たに、母子生活支援施設および婦人保護施設における利用者援助の実態と課題に関する調査を行った。

研究協力者

安倍計彦（北九州市児童相談所）・安治陽子（日本子ども家庭総合研究所）・伊藤嘉余子（日本社会事業大学大学院／日本子ども家庭総合研究所）・海野千畝子（あいち小児保健医療総合センター）
・尾木まり（子どもの領域研究所）・奥山真紀子（国立成育医療センター）・加藤曜子（流通科学大学）
・金井 剛（横浜市中央児童相談所）・金沢直樹（横浜市南部児童相談所）・窪田道子（ドルカスベビーホーム）
・才村 純（日本子ども家庭総合研究所）・櫻井奈津子（和泉短期大学）
・塩之谷真弓（あいち小児保健医療総合センター）
・澁谷昌史（日本子ども家庭総合研究所）
・杉山登志郎（あいち小児保健医療総合センター）
・鈴木 力（聖徳大学短期大学部）
・鈴木祐子（二葉乳児院）
・側垣一也（児童養護施設三光塾）
・高橋良太（全国社会福祉協議会）
・高村恵里（青山学院大学大学院）
・豊田伸一（川崎市健康福祉局）
・西澤 哲（大阪大学大学院）
・野口啓示（神戸少年の町）
・野口婦美子（神戸少年の町）
・二ツ山 亮（丘の家乳幼児ホーム）
・帆足英一（ほあし子どものこころクリニック）
・前橋信和（大阪府富田林子ども家庭センター）
・水谷暢子（浜松乳児院）
・宮島 清（埼玉県熊谷児童相談所）
・安川 実（児童養護施設聖霊愛児園）
・山崎知克（都立大塚病院）
・米沢普子（家庭養護促進協会神戸事務所）

A. 研究目的

児童虐待は、子どもの心の安らかな発達にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。虐待への対応において今日もっとも重要な課題は、虐待をする保護者への援助方法を確立することであろう。言うまでもなく、保護者への適切な援助、指導がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえないからである。

本研究においては、子どもを虐待する保護者への援助、指導に関して、そのあり方を具体的に検討する。昨年度の研究において、児童相談所および児童福祉施設等における取り組みの課題として、入所（前）から退所（後）までの時系列にそったケースマネジメントと、節目の時期におけるアセスメントが重要であることが示唆された。

そこで本年度は、第1に、被虐待児童の保護者への援助を総合的な支援計画の中に位置づけるための総論的な検討を行った。ここでは、児童相談所の児童福祉司、児童福祉施設職員、および小児病院の児童精神科医に、それぞれの立場から論じてもらった。

第2に、児童相談所、児童福祉施設における保護者への指導、援助のあり方、実態と課題を明らかにするために昨年度実施した質問紙調査の再集計を行った。ここでは、自由記述の内容を整理し、具体的な課題を明らかにした。

第3に、児童相談所における保護者援助の取り組みの実際を検討した。これは、昨年度提示した援助モデルを実際の事例に適用したものである。

第4に、児童福祉施設における保護者への援助の指針となるガイドラインの素案を検討した。

第5に、具体的な援助プログラムとして、アメリカで開発され、実施されているコンセンサス・ペアレンティングを紹介した。また、乳児院での家庭復帰支援の取り組みを事例をとおして検討した。これは、昨年度検討した児童相談所の取り組みを乳児院の事例をとお

して検討したものといえる。

第6に、従来取り上げられることのなかった母子生活支援施設と婦人保護施設におけるDVや利用者援助の実態に関する調査結果を報告した。

本研究により、児童相談所、児童福祉施設等において、虐待をする保護者への援助、指導のあり方が明確になり、虐待からの回復、分離した家族の再統合への支援の方法が明確になるであろう。

B. 研究方法

児童虐待に関わっている児童福祉・心理学・児童精神医学などの研究者および児童相談所や児童福祉施設の職員などからなる研究チームを組織し、研究討議、調査を行った。

C. 結果及び考察

研究1 被虐待児の保護者への援助のあり方 (宮島 清・鈴木 力・杉山登志郎)

被虐待児童の保護者への援助、指導のあり方に関して、3名の臨床家がそれぞれの立場から論考を行った。これは、保護者への援助を総合的な支援計画の中に位置づけるための総論的な検討といえる。まず、宮島 清は、児童相談所の実務経験から、虐待をする保護者への援助の課題とあり方について具体的に論じた。

次に、鈴木 力は、児童養護施設での経験から、事例をふまえて、児童養護施設における保護者への援助の難しさと課題について論じた。

杉山登志郎は、小児病院での事例から、医療機関を中心とした家族支援と再統合に至る経過を詳細に述べ、被虐待児の家族の特徴、援助のあり方について論じた。家族への援助が決して容易ではないこと、しかし決して不可能ではないことを示している。

研究2 児童福祉施設における被虐待児童の 保護者への援助に関する実態調査

(尾木まり・庄司順一)

これは、児童福祉施設における被虐待児童

の保護者への援助に関する実態を明らかにすることを目的に昨年度実施した調査結果を再集計（クロス集計、自由記述の分析）したものである。

その結果からは、「援助の結果、家族の再統合に至ったケースがあった施設」では、保護者への具体的な援助および入所児童と保護者との関係調整を行っている割合が「家族再統合ケースなしの施設」に比べて高いことが示された。これは、施設において保護者への援助を行うことが家族再統合につながる可能性を高めることを示唆していると考えられる。

研究3 児童相談所における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

（才村 純）

昨年度は、児童相談所における保護者への指導の先駆的な取り組みをしている大阪府、神奈川県、北九州市での指導プログラムについてヒアリング調査をふまえて考察を行い、これらのプログラムが保護者への援助の枠組みとしてかなり示唆を与えるものと考えられた。今年度は、大阪府と北九州市の児童相談所において、これらのプログラムの実践的検討を行った。

これらの検討により、これらのプログラムの特徴と利点、課題について、検討を行った。

研究4 児童福祉施設における保護者への援助のガイドライン（素案）の作成

昨年度の研究において、児童福祉施設には保護者への援助の指針となるガイドラインがないことが明らかになった。そこで、入所（前）から退所（後）までの時系列にそったケースマネジメントと、節目の時期におけるアセスメントを想定したガイドラインの素案作成に取り組んだ。今後、入所児童の年齢別のガイドラインにするなど、実効的なものにするには、なお検討が必要であるが、とりあえず、ガイドラインのモデルとなるものを提示した。

研究5 児童福祉施設における保護者への援助プログラムの作成

第1に、具体的な援助プログラムとして、アメリカのボーイズ・タウンで開発され、実施されているコモンセンス・ペアレンティングを紹介した。これは、6回のセッションからなるペアレント・トレーニングであり、行動療法の理論にもとづく教育プログラムといえる。これまでに実践された4例の分析をふまえ、わが国における施設での保護者援助のプログラムとしての適用可能性を検討した。第2に、乳児院での家庭復帰支援の取り組みを事例をとおして検討した。これは、昨年度検討した児童相談所の取り組みを乳児院の事例をとおして検討したものといえる。

研究6 母子生活支援施設と婦人保護施設におけるDVおよび児童虐待ケースへの対応に関する調査

これまであまり取り上げられることのなかった母子生活支援施設と婦人保護施設におけるDVや児童虐待ケースに対する利用者援助の実態に関する調査結果を報告した。これは、昨年度、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象として行った調査に対応するものである。

本研究では、事例研究を含んでいるが、詳細な事例研究は公表の許可を得ており、また、いずれの事例もプライバシー保護のため修正を加えている。

D. 結論

昨年度の研究をふまえ、今年度は、児童相談所および児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助のあり方を検討した。保護者への援助は決して容易な課題ではないが、今年度は、施設における保護者援助のガイドラインの素案を提示し、また具体的な援助プログラムを示した。次年度は、ガイドラインを完成するとともに、援助プログラムの試行結果から、その適応、課題等をまとめたい。

虐待をする保護者への援助のあり方について
— 児童相談所及び施設での実践に関する考察 —

宮島 清

（埼玉県熊谷児童相談所 地域相談担当）

1 はじめに

ここでは、実務上の体験を報告し、その課題を述べ、私なりの試行について言及する。「通説」を誤って受け取った結果、現場が混乱していると思われる事を論点として選択した。

2 援助関係をどう成り立たせるか

（1）保護者と援助者との出会い

人と人との関係が「出会い」に大きく影響されるように、保護者と援助者との関係も、「出会い」に大きく左右される。にも関わらず、虐待ケースとの出会いは、あまり工夫されてはいない。子どもの安全確認を最優先としなければならない事情があるにせよ、それが強調されるあまりに、「出会い」は、パターン化し、いわゆる「警察的」になってしまった。

日本では、「命を落とす子ども、加害者である鬼のような保護者、通告を受けても動かない児童相談所」というイメージで児童虐待が報告され、人々に注目された。この結果、児童相談所は、警察化することを期待され、自らもそれを目指した。この結果として、現在の介入の形が確立された。

虐待として通告されるケースのうち8～9割は在宅指導となる。1～2割は施設入所ないし里親委託となる。どちらの場合でも、安全確認と見守りで終わり、親子分離をすれば、それで終わりではない。介入は援助の始まりでなければならない。介入が、名実ともに援助の開始となるためには、介入の方法やあり方を、今一度と問い直さなければならないだろう。

安全確認と援助の開始を両立させるには、

介入のモデルを、「警察」ではなく「消防」に改めたい。当事者からの通報と第3者からの通報の両方に応じる。通報に対しては、疑いでも出動し、間違いでも責めることはしない。小火やかすり傷だったことは、「良かった」と受け止められる。危険の存在を明らかにしながらも、責任を追及することは二の次とする。火事や事故の原因は、後に丁寧に検証される。

児童相談所に対する社会的イメージが、警察から消防に替わるには時間がかかるだろう。たとえそれが達成されても、保護者の拒否や反発が無くなるわけではない。しかし、児童相談所が、セルフイメージを変えることは、直ぐにでもできる。そのことで、介入時に使われる言葉や取られる態度は確実に変化するはずである。

児童相談所の介入は、あくまでも親子を守るための介入である。必ずしも警察を意識したものである必要はない。援助を意識した介入＝「遅い対応」「消極的な態度」ではないことを再確認し、「練り直し」をすることが求められる。

（2）実務者が陥りやすい保護者との位置関係

援助関係は、問題を抱えた当事者が援助者に相談することで始まるのが理想である。しかし、児童虐待においては、このような例は少ない。前項で触れたように、殆どの場合、第3者からの通告を受けて関わりが開始される。たとえ当事者からの相談でも、子どもないし保護者という、異なるもう一方の当事者が存在している。

虐待ケースの構造が複雑である故に、児童

相談所や児童福祉施設では、保護者との関係をどのように築くかにいつも苦慮している。実務者は、保護者と向き合う自分の位置を、どこに置くか、日々試される。ここでは、望ましくない2つの位置関係について考えたい。

第1は、虐待する保護者に「迎合する」関係である。

このような位置関係をとることは、もはや無いと思われるかもしれない。しかし、かなり意識的に、自分と保護者との関係を取り扱わないと、いつしかこのパターンに陥ってしまう。この位置をとると、保護者の要求に振り回され易くなり、子どもに危険が及ぶことが予想されても、保護者の要求に抗し難くなる。危険が現実となり、援助者が方針変更することは、保護者の目には「裏切り」と映り、関係の修復は不可能となる。

保護者が感じている養育の負担に着目し、その軽減のための援助を申し出ることには必要である。しかし、ここには、負担を強いる存在として、子どもを悪者に仕立てる危険が伴う。多くの保護者が、「あの子次第です。」と言う。援助者はさすがに、「お子さんの方が変わらなければなりませんね。」とは言わない。しかし、「お子さんの状態を把握するために判定をしましょう。そのために一時保護をしましょう。」「冷却期間を置くために、しばらくの間施設にお預かりしましょう。」とすることで終わり、保護者の主張と対応の真の意味とのすりあわせを避けることは、今なお少なくないと思われる。

第2は、保護者に子どもへの謝罪を求め、保護者が自らの非を認めた場合に援助とする関係（姿勢）である。

保護者が虐待を認めている事例と虐待を認めていない事例では予後が異なる。この意味で、保護者が自らの虐待を認めるか否かは再統合の分岐点といえる。しかし、だからといって援助者の主要な関心が、保護者に虐待を認めさせることに向けば、保護者と援助者との間には、硬直的な関係しか成り立たない。保護者は、援助者が自分より優位に立ってい

ることを見抜き、低いセルフイメージ・劣等感を刺激され、拒否、攻撃の態度をとる。攻撃ならまだしも、無視、あきらめ、鬱等の反応も少なくない。

第1の姿勢のみならず、第2の姿勢も否定されるべきである。相談所や施設の自己認識に関わらず、多くの保護者は、児童相談所や児童福祉施設を、「権限」ある機関と受け取っている。彼らにとって訪問や面接は相当なストレスである。表面的には信頼関係ができたように振舞っても、生活に問題があることを提示された目標が達成できていないことを責められると怖れている。どんなに優しく接しようと、力の差は歴然である。彼らは、力の差を認めているからこそ、大声をあげ、威嚇し、繰り返しの要求、無視という手段に訴えるのである。

援助を成立させるためには、援助者は、保護者との間で、「人としての対等」を意識し、真摯な対応に務めなければならない。この「対等」は立場を超えてのものではなく、立場を踏まえてのものである。法に基づく役割を淡々と果たす。その上ではなく、そのベースに、「誠実さ」や「暖かみ」をおく。そのような姿勢が、保護者には、最も受け入れやすいのではないだろうか。

（3）虐待を認定することの意味

施設関係者から、「児童相談所は、入所理由について養育困難のためとしか書いて来ない。」と批判される。批判の根拠は別のところにあると考えたいが、もしこの批判が、行政処分を通知する文書に、「児童虐待のため」と記さないことを指してのものなら、弁明が必要である。

児童相談所には、虐待が行われた「蓋然性」を裏付ける調査能力はあっても、虐待そのものを証拠立てる「捜査能力」はない。児童相談所も、写真、記録、診断書、関係者の言葉などを集める。しかし、これらは、根拠をもって保護者と対峙し、保護者の合意を得るための資料というべきものである。このため、いわゆる28条ケースの審判でも、「児童の

福祉を害する」とは認められても、「虐待あり」の判定は受けられない。傷害、傷害致死、殺人、保護責任者遺棄、強姦として告発し、その事件が警察によって立件されることはあるにしても、児童相談所が単独で、親が否認する虐待を証拠づけることは不可能である。

児童相談所が行う、虐待ありという認定は、司法が行う判定や判決とは、全く性格が違う。極論すれば、児童相談所が「虐待あり」とすることは、家族に援助を必要とする機能不全があるかどうかを評価したにすぎない。これらのことから、処分の理由が「虐待」であっても、それを通知する文書に、「家庭養育が困難のため」、「児童の心身の安全を確保するため」、「親子関係の不調のため」等々と記載するのが自然である。

それでは、保護者が虐待を認めた場合はどうだろうか。保護者が認めたことをもって、処分の根拠を「児童虐待のため」と記すのが良いだろうか。それとも、虐待の背景にある家族の課題や、保護者がこれから取り組むべき事柄を持って、入所理由とするのが良いのだろうか。私は、後者を支持している。

「虐待」という表現を使うかどうかではなく、子どものリスクと保護者が取り組まなければならない課題を明らかにすること、リスクと課題の両方を意識しなければならないケースであることを識別することこそ重要である。

（４）虐待事例は、虐待を認めないという常識への疑問

「虐待した保護者は、虐待を認めない。」とイメージされている。しかし、これは本当だろうか。虐待を認めない保護者がほとんどであるというイメージは次のようである出来上がった。

①重篤な身体的な暴力や性的虐待の事例においては、保護者は確かに虐待行為の存在そのもの秘匿する。この傾向が、その他の虐待ケースにも一般的に見られるように理解された。

②多くの虐待ケースにおいては、保護者は、自分の行為や生活上に問題があることを認めた上で、「意図的な加害はしていない。」「動機はしつけであり、正当である。」「確かに問題があるが、子どもに原因があるため仕方がない。」等々と主張する。このような状況、つまり、行為や生活の問題性を暗に認めている保護者の状況を評価せず、全て「虐待を否認している。」と分類した。

③保護者が示す最も一般的な反応は、怒りである。しかし、この怒りには、援助者の無礼な言動に対するものも含まれるし、怖れ、おびえ、自分の生き方のどうしようもなさを認めて欲しいという叫びもある。元々人との関係をうまく取れない人や、言葉や文字を自由に操れない人もいる。このような多様な保護者の状況が踏まえられず、一律に虐待を否認していると捉えられた。

子どもを虐待する保護者の多くは、自分のした行為や現在の生活に問題があると気付いている。そして、罪悪感に苦しんでいたり、「どうしようもない」と諦めたりしている。虐待を認めさせるとはどういうことか。彼らの歪んだSOSを受け取るためには、どうしたら良いかを考えたい。

（５）面接や訪問の技術、技法の再評価

虐待ケースの対応において、面接技術、訪問の技術が話題になることは極めて少なかった。これは、保護者の持つ深い問題性が強調されたため、どんな対応をしても無駄だと考えられ、面接や訪問の技術が、相対的に軽視されたためである。

保護者への援助のあり方を考える上で、「技術・技法」は、本来、主要な話題となるべき事柄である。技術をもってしてもどうにもならない事例、法的手段しか選択できない事例がある一方で、技術を持って対応すれば接点を持つケースもある。問題が深いからこそ、「技術」をもって対応する。この基本から外れてはならない。

ここでは、話術（問の取り方、話題の転換の仕方、たとえの使い方、ユーモアの使い方、

声の強弱、トーン・スピード等々)、表情、話の構成、接触の持ち方などの全体には触れられない。ただし、実際の面接で直面する3つのことについて、現在試行している内容(話題の進行例)を紹介したい。

①「悪者探し」が、テーマになりやすいことを指摘し、別な角度から話し合いたいと告げる。

虐待する保護者の多くが、虐待を受けた経験を持っている。彼らは、おまえが悪い、おまえのせいだと言われて育っている。事実、虐待をする保護者の多くは、家族の中で起きるトラブルについて、誰かを悪者にして説明しようとする。面接が、あたかも虐待場面が再現されているような緊張感ある状況となることがある。保護者は援助機関から、お前が悪いと叱責されると連想する。そして、態度を硬化させ、パニックを起こし、子どもに責任転化し、自分を守る。

援助者にその意図がなくても、保護者は、「良い悪い」「誰が悪いか」を会話のテーマとして引き込みやすい。この動きを察知し、「誰が悪いかに話が行ってしまっている。そういう話をしに来たのではない。誰かが悪いから、こんな悲しい状況となったのではない。」と言いつけることが必要である。この宣言は、面接場面の硬直を解き、回復のための基盤を作ることを助けてくれる。

特定の家族員に原因があるとし、誰かの責任に帰するのではなく、「家族全体の課題」「努力に関わらず起きてしまった行き詰まり」「機能不全」「悪循環」として解釈し直すことを勧め、現実的な危険を明らかにし、責めるのではなく守るために保護が必要であり、悪循環の軌道修正のためには、保護者の参加、家族全員の取り組みが必要であると強調することが重要である。

②子どもが良くなるのかと問われた場合、最善を尽くすと応え、たとえ悪くなったとしても危険が予想される以上は保護すると告げる。

虐待する保護者は、自分がどれだけ子どもを愛しているかを強調する。これは単なる言

い訳ではなく、彼らの意識を支配している感情であり、「陰」を認めることの出来ない彼らの自分(人間)理解に起因するものである。保護者が拒否的な態度を示すのは「虐待を疑われている」こと以上に「愛していることを疑われている」と感じるからである。彼らが「子どもが良くなるのか」「悪くなったらどうするのか」を問うのは、多くの場合、彼らが本当に子どものことを心配しているからである。

だからこそ、「保護者が必死に取り組んでも、良い方向には行かなかったものを、良くなるなどとは軽はずみには言えない。しかし、子どもを保護する以上は最善を尽くす。」「あなたが子どもを愛していることは解っている。しかし、愛して一生懸命過ぎるからこそ危険ということもある。危険が疑われる以上保護せざるを得ない。」とすべきである。

③どうなったら引き取れるのかと言われたら、「2ヶ月間は親権者の意に反して一時保護できる。それ以降は保護者の意に反しては保護できない。保護者の同意なく施設入所させようとする場合には、家庭裁判所の承認が必要である。保護者は、一時保護について不服申立をすることができる。また、施設入所については、裁判所で争うことができる」と応える。

何時どのような条件を満たしたら引き取れるのかは、本来保護者の参加無くして明らかにできるものではない。何時になったら引き取れるのかという問いが、虐待する保護者から頻りに発せられるからといって、それに正面から答える必要はない。児童相談所や児童福祉施設と保護者との関係が、「どうなったら引き取れるのか。」「こうなったら引き取れる。」という問いと答えをやり取りする関係では無いことを、保護者が理解し、受け入れるのでなければ、そして共に検討するのでなければ、安全な家庭引き取りの実現などあり得ないはずである。

3 有効な援助は、総合的なアセスメントによって始めて明らかになる

虐待は、家族の機能不全の結果、或いは症状である。この結果・症状を引き起こす家族の課題は千差万別である。保護者への援助を考えると、結果としての虐待に着目し過ぎていないかを振り返る必要がある。虐待そのものに注目しつつも、そういった結果・現象をもたらした課題に、もっと関心を注がなければならない。

また、虐待が起こっていても、その虐待が起こっている家族の「基礎体力」や「回復力」といったものも、それぞれに異なっている。患者の置かれている状況や体力を確かめ、患者自身の治癒力や周囲からの支援の有無を考慮に入れないでは、病気の治療は進められない。これと同じように、虐待の援助においても、保護者の力・子どもの力・家族関係の力、特に健康的な部分の力量を評価することを忘れてはならない。

児童相談所の不作為によって子どもが死亡したとする非難は、児童相談所や児童福祉施設の姿勢を安全第一主義に導いた。安全第一主義は、プラスの側面ばかりではなく負の結果ももたらした。「保護者の言葉に丁寧に耳を傾けるといふ作業がしにくくなった。」「ケースの捉え方が平板になった。」「面接において、感情、生活、歴史を取り扱うことの価値が下った。」「保護者の健康な部分に着目したり、健康な部分を引き出そうとしなくなった。」「リスクアセスメントが優先され、ケースを総合的に診断・評価することを軽視するようになった。」ということが起こっている。

私たちは、①当事者が語る内容に耳を傾けること、②私たち自身が当事者とのやり取りを直接体験すること、③関係者の見方や関わりについて報告を受けること、④世帯構成や転居歴などの客観的な情報を収集すること等を通してケースを知って行く。どれもが必要な作業だが、ケースを深く知り、援助につながる総合的なアセスメントを行うためには、「ケースに聞き」、「ケースに付き合い

続ける」こと、前述したケースを知る4つの方法の内、特に前半の2つを再評価し、安全第一主義で失われたものを取り戻すことが必要である。

4 アセスメントの内容を保護者と共有することの重要性

保護者が積極的に参加しなくても、アセスメントは成立する。保護者に繰り返し罵倒されるにしても、そのやり取りを通じて沢山のことが見えてくるからである。しかし、親子の再統合のためには、その作業への保護者の参加が不可欠であり、保護者と援助者との間で、アセスメントの結果が共有されることが必要である。

援助者は、アセスメントの内容を簡潔に言語化し、保護者に説明しなければならない。そして保護者自身の理解とすりあわせ、保護者、子ども、施設、児童相談所、その他の関係者が、それぞれに何に取り組まなければならないかを確認する必要がある。援助者が行ったアセスメントの全てが、保護者に支持されるはずはない。保護者には支持されないが、援助者側の見方として提示すべきことがあるし、あまりにも隔たりが大きいことから、段階を追って触れるべきこともある。要は、保護者と援助者との間で、合意されたものと、合意されていないことが整理されることが重要であり、すり合わせや見直しを定期的に行うことを約束することがポイントである。いうならば、医療で常識となっているインフォームドコンセントを保護者との間で、行うことが必要と表現されよう。

5 保護者への援助は、「治療」より「リハビリテーション」に似ている

保護者への援助＝カウンセリングとする混乱が後を絶たない。分離が必要な程深刻な課題さえ、保護者がカウンセリングを受けさえすれば容易に改善するといったイメージが横行している。制度化が求められている「ケア命令」は、保護者を、回復への取り組みに参加させることであって、狭義のカウン

セリングを受けさせることではない。

保護者の抱える問題や課題は容易には改善しない。一時的な育児ノイローゼに対して、休息と心理療法を併せて提供することで、回復が図られる事例はある。また、根本的な問題解決はないものの何らかの事情の変化で、子どもが重大な危険にさらされる可能性が去り、家庭引き取りが可能になることもある。しかし、今言われているような、「ケアを受ければ、家族の課題や親のパーソナリティの問題が解消する。そして、親子の再統合が可能になる。」というイメージは、明らかに現実と違うのである。

保護者・家族の問題は、「疾病」というよりむしろ「障害」になぞらえるべきではないか。しばしばその状態は重く、改善が難しい。むしろ問題が「固定化」していると捉える方が現実的なことが多い。この視点からすれば、保護者・家族への援助は、「治療」ではなく、「リハビリテーション」になぞらえるのが適当である。「治る」「治す」というより、保護者・家族の持つ障害を的確に見極め、それを軽減するか、補う手立てを考える。リハビリテーションは、「障害」を厄介なものとしながらも、すでにその人の一部となっている現実を受け入れる。障害があることを認め、軽減を図ると同時に、保護者・家族の持つその他の健康な部分を再評価し、活用することを計画する。多様なスタッフで、保護者・家族の現状をトータルにアセスメントし、それぞれの立場で提供できる援助を組み合わせ、支援の計画を立てて実行する。

現場で体験する多くの保護者・家族の現状やその支援のあり方は、このように表現する方が、腑に落ちるのではないだろうか。

6 再統合の意味と実務上の留意点

再統合に関して、児童相談所と施設は、2つの要請を受けている。一つは、「虐待だからといって、分離した親子をそのままにしておいて良いはずがない。親子の再統合のを図るべきだ。」という勧告であり、もう一つは「安易に家庭引き取りを認め、必要な支援を

しなかったために、事故がおきる。虐待ケースの家庭引き取りには慎重であるべきだ。」とする戒めである。今回の研究そのものが、この2つの要請によって開始されたとも理解できよう。この2つの要請は、決して対立するものではないが、その真意を整理して受け取らないと、児童相談所や施設は無用なストレスを抱えかねない。

確かに、援助の最終的ゴールは、再統合である。ただし、親子の再統合とは、「親子が親子であり続けること」、「親子が互いを受け入れること」であり、必ずしも一緒に住み暮らすことではない。深い問題を抱えた親子は、しばしば一生一緒に暮らすことができない。一緒に住めなければ、駄目な親なのか。一緒に暮らせなければ、悪い子なのか。一緒に暮らせなければ、援助の失敗なのか。

多くの保護者は、一つの問題を解決するかもしれないかの中に、次の問題を背負い込んでしまう。また人格の歪みや引き受けてしまった病気をずっと解決できない。そのため、多くの子どもたちは、一生出身家庭に帰れない。しかし、彼らは、努力しなかったのではないし、望まなかったのでもない。お互いへの強いこだわりや、加害的な行為そのものが、彼らの願いの強さや払おうとした努力の大きさを現している。離れていても、お互いを認めること、里親や養親の元で育つことを保護者と子どもが受け入れることも、親子の再統合と捉えられるべきではないだろうか。

もう一つ、再統合の留意点のうち、安全の認定について見落とししがちな点を振り返ってみたい。家庭引き取り後、死亡等の重大事故が起こったとき、「虐待ケースで無かったため、注意が不十分だった。」とするコメントを聞くことがある。たとえ保護した理由が虐待でなくても、引き取り後に、子どもの心身の安全が脅かされるような課題が存在すれば、家庭引き取りは認められない。離れて暮らしていた親子が共に暮らすことには、相当のリスクが伴う。以前一緒に暮らした時間が短ければ短くだけ、或いはその時期が遠ければ遠くだけ、離れていた期間が長ければ長

いだけ、隔たりが大きく、一般的にリスクが高いと考えるべきである。そのような事例は、もともとが虐待ケースでなかったとしても、虐待が発生しやすい、支援が必要な事例と捉えられなければならない。家庭引き取りにあたっては、もともとの虐待ケース同様、総合的なアセスメントを行い、ケース毎に個別化された援助計画を作成することが必要である。

7 児童相談所と施設との協働における留意点

保護者への援助においては、施設と児童相談所の双方に、互いへの強い不満がある。施設は児童相談所の素人さと権威主義を批判し、児童相談所は施設の独善や当事者意識の薄さを非難する。「自分たちがどんなに頑張っても、入り口と出口がこのままではどうにもならない。」という声が施設関係者から発せられ、児童相談所には期待せず自分たちで全て行うとする施設が出てきている。しかし、その一方で、親への援助は児童相談所の仕事と考えて自分たちはタッチしないとする施設は今でも多い。このように、両者の葛藤の解決も、虐待をする保護者の課題同様容易ではない。ただし、このことにおいて施設と児童相談所が、力を合わせなければならないことは明らかであり、何らかの整理が必要である。

施設が最も頻回に体験する児童相談所の不行跡は、①入所の時点で、施設入所の目的や施設が取り組むべき課題が明らかになっていないこと（少なくとも施設と児童相談所の間で、これらが共有されていないこと）②退所の決定において児童相談所が施設に十分に参加の機会を与えていないこと（少なくとも参加の実感を施設から奪っていること）といえるのではないだろうか。施設職員は子どもと直接向き合い、日々を共に過ごしている。だから、自分たちがどう子どもと関われば良いのかが見えないことや、今まで積み上げてきた関わりが正当に評価されない経験は、どうしても受け入れられず、その胸に強

く焼き付いてしまうのであろう。

法令上保護者への援助において児童相談所と児童福祉施設との役割分担は明確ではない。しかし、このことを、積極的に受け止めることも必要である。ケースマネジメントの技法において、ケースマネージャーは常に一定であるより、援助の時点において入れ替わるべきであるとされている。入所間もない事例の保護者援助の中心が児童相談所であることは当然で、その役割を責任をもって果たさなければならないが、入所後一定期間を経過し、施設とだけ日常的なやり取りがある保護者への援助や、音信が途絶えがちな保護者への働きかけ等は、子どもと寄り添う立場の施設が担うのが効果的ではないだろうか。家庭引き取りを具体的に検討し、地域の支援に結びつける段階になれば、再度児童相談所がケースマネージャーとなるべきである。もちろん経過した時間だけではなく、保護者の加害の可能性等も総合的に勘案し、より効果的なかわりができることを基準とし、時々ケースマネージャーを選任すべきである。

施設と児童相談所のどちらか一方が保護者への援助を行おうとするのは適切ではない。援助の段階や保護者との距離感の違い等を踏まえながら、絶えず主客を転換して、支援にあたるべきである。

8 終わりに

保護者を援助しようとするれば、保護者の生き方の問題に深く関わることになる。人生の問題に立ち入ることは不遜であり、行政や福祉施設がすべきことではないとする考え方は受け入れやすい。しかし、児童相談所や施設が望むと望まざるに関わらず、保護者は子どもの施設入所によって人生を問われていると感じている。人生に関わる問題を迫りながら、人生については触れたくないとするならば、それこそが怒りを引き起こすに違いない。確かに、行政や福祉施設が、保護者の人生を否定することがあってはならない。しかし、起こってしまった虐待という現象を取り

扱いながら、そこに至ってしまった保護者の人生を認め、彼らの生き方を積極的に解釈し直そうとする姿勢がない限り、保護者との間には何の接点も生み出せないだろうと考える。

全てを児童相談所や施設が行うことは適切ではなく、保護者の内的な問題の多くは、第三者的な立場で、医師や心理職、或いは保護者同士のグループで取り扱うことが適当だろう。経済的な問題や住環境の底上げなども他の機関の援助に委ねなければならない。このように狭義においては、援助の分離はどうしても必要なことである。しかし、ここで言う援助の分離が、総合的なアセスメントを行うことを放棄することや、保護者と子どもの人生を見据えた総合な援助プランを作成し、その進行管理を行なうことを放棄することであってはならない。

平成14年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
被虐待児童の保護者への援助－児童養護施設における実践－

鈴木 力
(聖徳大学短期大学部)

1. はじめに－児童養護施設における
子どもの自立や自立支援の視点

1997年の児童福祉法改正以後、児童養護の領域の主要な課題として、子どもや家庭の自立支援、子育て支援があげられる。さらに社会的養護においては、「子ども虐待」への対応強化が重要課題となり、親子分離後の子どもへの援助のあり方だけでなく、家族との「再統合」、あるいは家族関係の改善に向けた援助のあり方が問われている。ここ10年来、この問題に対する援助については、ある程度進んできているが、今日も多くの課題が残されている。本稿においては、虐待を受けた子どもに対する保護者への援助の視点について、特にソーシャルワークの観点から概括することを目的とする。

2. 「自立支援計画」と保護者援助との関係
－保護者への援助に関する指針としての
「自立支援計画」－

今日親子分離し、養護系児童福祉施設に入所する子どもに対して、自立支援計画票が作成される。ここには子どもの自立への意向や親・保護者、関係者の意見が記載され、具体的な援助をどのように進めていく指標としてつくられることとなり、それぞれの権利擁護が果たされるようにその意向を計画のなかに十分に反映することが求められる。「子ども虐待」という視点からこれを換言するなら、①児童相談所などによる十分なアセスメントをもとに、②的確なアドミッションケアとケースマネジメントが行われ、③子どもと保護者の意向が反映された援助計画（児童自立支援計画）が策定され、④子どもと保護者を含む家庭関係の調整や個々のニーズに応じた援助活動が展開されるというソーシャルワーク・プロセスが求められることになる。

この「自立支援計画」については、児童福祉法改正後厚生省（現・厚生労働省）児童家庭局長から1998年2月24日「児童養護施設等における児童福祉法の一部を改正する法律の施行に係る留意点について」、続いて1998年3月5日「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」が出されている。まず前者の通知からは、児童養護施設等における自立支援を「施設内において入所児童の自立に向けた指導を行うことその他、入所児童の家庭環境の調整や退所後も必要に応じて助言等を行うこと等を通じ、入所児童の家庭復帰や社会的自立を支援することをいうもの」と位置付けている。つまり、自立支援とは施設で暮らす子どもたちへのリービングケア（自立に向けての援助）だけではなく、家庭調整を行い、さらに施設退所後のアフターケアを行うことも含まれることを示しており、児童養護施設の役割として家庭復帰や社会的な自立への積極的な支援を行うこととしている。

また後者の通知においては、児童福祉施設に入所中の子どもに対する援助とは「施設長を始めとする職員が、生活指導、職業指導、家庭環境調整等各援助領域に通じ、入所から退所後までの継続的な指導を行うことが必要」であるとしており、「児童の自立支援の視点に立った指導の充実や、児童の通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を推進する」観点に立った、個別の子ども自立支援計画を策定することを求めている。子ども自身の意向を踏まえた権利擁護の視点を重視するとともに、「児童のいわゆる問題行動や短所の指摘にとどまることののないように留意し、それまでの援助が児童の発達に果たした役割を評価し、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこ

と」としている。つまり、自立支援計画は子どもの問題や課題を提示することが目的ではなく、子どもにとって必要な援助とはなにかを援助者の側から提起する（あるいは、援助の振り返りをする）ことが主な目的となるのである。換言すれば、「自立支援計画」は子どもの意見や親の意向を含んで、子どもや保護者が参加して立てられるものであり、子どものいわゆる「問題行動」や短所を指摘することより施設側の援助内容や援助過程や関係機関との連携といった「援助そのもの」の改善を図るための援助計画なのである。

こうしたことから、「自立支援計画」の位置付けとして、子どもの意見や保護者の意向を重視することが必要である。また、特に虐待を受けた子どもにみられやすい「問題行動」や短所を指摘にとどまらず、さらにこれを進めていくなかで、子どもや保護者が計画の策定に参加して立てられることとなり、子どもの状態を十分に理解し、その上で施設側の援助内容や関係機関との連携といった「援助そのもの」の改善を図るために援助計画を立てることとしている。このように通知の内容は妥当性が高いが、実際に援助計画をソーシャルワーク・プロセスとして具現化するためには、アドミッションケアから、施設入所前後のピギニングケアから始まるインケア中のリーピングケア、そして施設退所後のアフターケアをつなぐ一貫した援助プロセスを個別に行うため、①具体的な援助資源・環境の整備、②子どもと保護者への具体的な関係調整の方法や援助方法の提示と推進・役割分担の明確化、③退所後のアフターケアにおける責任分担の明確化・機関連携のあり方等といった現実的な課題をクリアしていくことが必要である。本研究における保護者に対する指導法の開発に関する研究においても、保護者への援助・支援・指導の構築という視点から、こうした課題を明らかにしていくことが求められる。

虐待を受けた子どもやその保護者を含む自立に向けた児童相談所と児童養護施設等の連

携に基づいた援助や支援の範囲として、厚生省（厚生労働省）通知や「児童相談所運営指針」などから家庭調整や退所後のアフターケアも含まれることを読み取ることができる。しかし、児童相談所はケースの「入り口」としての一時保護を含むアドミッションケアから措置決定までのプロセスにかかわることが実際上多く、入所中の子どもと保護者への援助については施設にゆだねられる部分が多く、措置解除後のアフターケアに関しては施設のボランティアに任せられていることがさらに多くなる。また今日の課題として、特に重篤な被虐待体験を持つ子どもは、長期的な援助が必要となることが多くなることが想定されるため、保護者に対する「ペアレンティング」等の指導や援助の技術・方法を確立するとともに、子ども自身が十分に自立可能な長期的な援助システムの構築が求められる。

3. 児童養護施設等の現場における保護者への援助の難しさと可能性 I

今日親子分離した子どもと家族への再統合という課題が提起され、本研究においても虐待を行った保護者に対する指導法を考える際には、子どもと家庭の関係調整を行い、家庭復帰に向けた援助を行うことが前提となる。さらに、親・家族についても、その意向を十分に聴くことができる密接な関係を援助者との間に構築することがその前提となる。全英里親協会（National Foster Care Association）が里親の研修に活用している「Choosing to Foster（里親への選択）」では、里親家庭においても虐待による委託後の子どもの実家庭との関係を密接に保つことを強調している。わが国の施設養護においても、親や家族を子どもにとって重要かつ大切な資源として捉え、現時点では家族との再統合が困難であると考えられるケースであっても親や家族との関係を保ちながら援助関係を構築することが必要となる。昨年度行われた本研究の調査では、ほとんどの施設で子どもと家庭との関係調整が行われているが、「保護者へ

の援助の結果、家族の再統合（家庭復帰）に至ったケース」の有無に関して「あった」という回答をした施設は全体の内 29.8%に過ぎない。つまり、現状では虐待を受けた子どもを家庭に帰すことが困難であったり、慎重にならざるを得ない現状があり、安易に家族

との再統合へとは向かえないケースも多いのである。こうした状況の例として、筆者がこれまでかかわった主な虐待ケース7事例の概要から家庭関係調整の現状について考察したい。

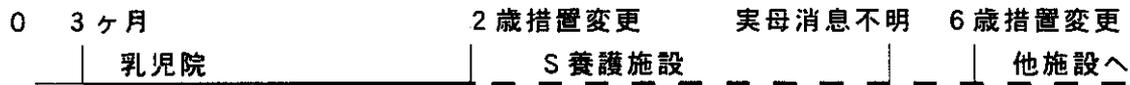
<事例の概要>

1) S学園（1988年～1991年：養護施設）

事例1

実母から首を絞められ、酸欠状態となり、救急救命措置を取れるが、半身麻痺の後遺症があり、乳児院から措置変更となる。（ただし、当時は親子心中ケースであり、保護者の「養育困難」ケースとして扱われ、「虐待ケース」とされてはいなかった。）

実母に対しては、「虐待をした母」としてはみていなかったため、通常の養育困難な状態として認知しており、面会要請、母も定期的に来所し面会を継続する。しかし、途中連絡が取れなくなり、家庭訪問。母は消息不明。その後異父弟が入所することとなった他施設へ措置変更となり、弟との「統合」をする。



事例2

3歳、裸で街を歩いているところを保護され、一時保護となる（今なら完全な「ネグレクト」ケースだろう）。実母には虐待したという思いは全くなく、児相も「養育困難」で経済的に安定すれば「再統合」可能としていた。定期的に施設での面会、外出。実母の内縁の夫と正式に結婚したら引き取りたいとの意向を示していた。しかし、その後内縁関係解消され、6歳で他施設へ措置変更。措置変更後、しばらくは引き取りの意向をみせていたが、次第に施設へ足遠のき、関係形成は困難となる。中卒後、「就職自立」する。



2) T園（1991～1998年、現在まで：グループホームを持つ養護施設）

事例3

小学校6年生の時、深夜繁華街を徘徊しているところを補導され、一時保護となる。児相の調査から、実父、兄から日常的な身体的虐待を受けていたことが判明し、施設入所となる。施設入所後、自宅への一時帰宅を含め、交流（実母とはすでに離婚していた）は継続し、実母との交流は高校生になってから開始する（このことに対して父と施設、本児との間にトラブルが頻発することとなるが、最終的には実母との関係を持ちたいという本児の意志が強く、実父も承認する）。高卒後、実母宅に統合し一年ほど同居するが、実母の内縁関係の男性との関係構築がうまくいかず、家を出ることとなった。

	小6保護 (父とは交流。施設との関係改善)	実母と	高校卒業	実母宅出る
身体的虐待	T園分園型GH	交流開始		

事例4

超低出生体重児（1000g未満）であったため、出産後病院で長く治療的ケアを受ける。本児が入院中（2ヶ月の頃）、父親が覚醒剤を常習し、また売人をしていたことが実母にわかり、実母は離婚を申し出、実父と離婚する。実父、実母双方に養育の意志なく、乳児院入所措置となる（養育拒否、広い意味でのネグレクト）。2歳で養育家庭委託となるが、3歳で不調となり、T養護施設へ措置となる。初期には年に1度ほどの実父の面会、小2の頃から面会は途絶え、消息不明となる（その後新たな家庭を父が築き、これもうまくいかず他県に異母弟たちが施設入所となっていたことが判明する）。小5で本園からグループホームへ移動。不登校傾向を示し、また万引きなど課題が頻発する。知的にはボーダー域。部活は中学時代、彼なりにがんばる。職業訓練校入学後、窃盗グループへの参加が発覚、鑑別所から中等少年院送致（ほとんど交流のなかった父がこの時点で現れる）となり、少年院を出た後は自立援助ホームで生活を始める。半年程経過した後、無断で父の元へ行き、生活の場を移す（実父と「再統合」）。週1度ほど筆者が家庭訪問し、実父との関係を作りながらアフターケアを行うが、その後実父との関係が悪化し、居を移す。

出産	里親	不調で養護施設	GH移動	中卒	訓練校	自立援助ホーム	実父との
乳児院		「難しい」子ども			少年院へ		生活

事例5

二卵性双生児の一人として出生するが、本児のみ低出生体重であったことから、退院が遅れる。初期の関係形成がうまくいかず、また本児が父親に似ていると実母が感じ、父親の親族との関係がよくなかったことから、実母からのネグレクト、心理的虐待（差別的な扱いをされ、母乳なども与えられなかった）。2歳の頃に、養育問題のこじれにより協議離婚（実父が本児、実母がきょうだいを引き取る）となる。本児は実父が叔母の手を借りながら養育されるが、情緒的問題傾向から児相に性向相談する。4歳で実父が病気で倒れ、養護施設入所。対人関係をうまく作りにくい傾向がみられ、学校でもトラブルが頻発する。実父は小4で死去する。中2でグループホーム移動。実母への想いを強く示すが、後見人である祖父母が交流を認めなかった。施設としては、実母やきょうだいの生活状況を知るため、実母等と面会するため、某県実母宅を訪れ、実母親族、きょうだいと会う。後見人や関係者に実母等の状況を伝えると、担当者が会いに行ったことだけで祖父母との関係が悪化してしまう（その後、若干改善はできる）。本児が実母と交流したいとの思いを祖母に話すと、後見人をおりると宣告したが、本児は実母等との交流を選択する。実母と流をするが、その後不調となり、現在は関係をもてない状態である。

	2歳離婚 (父)	4歳	父死亡	GH移動	実母との	高卒
実母からの虐待		施設入所		(中2)	交流開始	

事例6